

ひたか ふくしだより

第25号 平成30年5月 発行 日高学区市民自治会社会福祉委員会



にこにこクラブは、前年度に引き続き楽しいイベントが盛りだくさんです。H30年4月11日(水) 民謡 福龍会さんが、やって来ました

福龍会メンバーの司会担当でもあり、にこにこクラブ ボランティアの池田 昇さんが、こぶしを効かせた美声で武田節を唄い上げると、大きな歓声が上がりました。

会員さんとボランティアさん達が、踊りに加わり、見る側も参加する側も大いに盛り上がりました。

最後に散りゆく桜を惜しみながら、振舞われた桜餅を皆で食べて、終了となりました。

男性会員さんも増えました。ぜひ、にこにこクラブへお越しください。

注意 日高学区 住民に『不審ハガキ』届く!!

H30年4月19日頃から不審ハガキが、数件の家に届き始めています。

もし、身に覚えのない、不審なハガキが自宅に届いた場合は、ハガキに書いてある『問い合わせ窓口』には、ぜったいに、電話をしないでください。

相談は、下記 日立警察署 または、日立消費生活センターへ

日立市警察署 22-0110
日立市消費生活センター 26-0069

近隣協力者さんや民生委員さん、福祉委員もいます。

一人で悩まず、ご相談ください。



消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)308 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月20日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6368-6422
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

左記 実際に届いた不審ハガキのイメージ

福祉に関するお問い合わせ相談は、日高学区市民自治会社会福祉委員会
交流センター内 電話 43-1250 神永 または 蛭田 まで
ふくしだよりに載せる地域の声も募集しています